



平成 26 年 2 月 17 日  
内閣府（防災担当）

## 2月14日からの大雪にかかる 災害救助法の適用について 【第4報】

### 1. 災害の概要

2月14日からの大雪に係る被害により、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、長野県、群馬県、山梨県及び埼玉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【長野県】</b> 茅野市 (ちのし) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち) 北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよたまち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち)  <b>【群馬県】</b> 安中市 (あんなかし)  <b>【山梨県】</b> ※甲府市 (こうふし) 富士吉田市 (ふじよしだし) ※都留市 (つるし) ※大月市 (おおつきし) ※韮崎市 (にらさきし) ※笛吹市 (ふえふきし) ※上野原市 (うえのはらし) ※西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐんいちかわみさとちょう)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんはやかわちょう) ※南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみのぶちょう) ※南都留郡忍野村 (みなみつるぐんおしのむら) 南都留郡山中湖村 (みなみつるぐんやまなかこむら) ※南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんなるさわむら) 南都留郡富士河口湖町 (みなみつるぐんふじかわぐちこまち) ※北都留郡小菅村 (きたつるぐんこすげむら) ※北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたばやまむら)			
<b>【埼玉県】</b> ※秩父市 (ちちぶし) ※飯能市 (はんのうし) ※秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜまち) ※秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなのまち) ※秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながとろまち) ※秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがのまち) ※児玉郡神川町 (こだまぐんかみかわまち)	2月17日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

(注) ※は今回追加適用分

## 2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先  
 内閣府政策統括官(防災担当)付  
 参事官(被災者行政担当)付  
 喜田川、寺島、大橋  
 TEL 03-5253-2111 (内線51812)  
 03-3501-5191 (直通)